
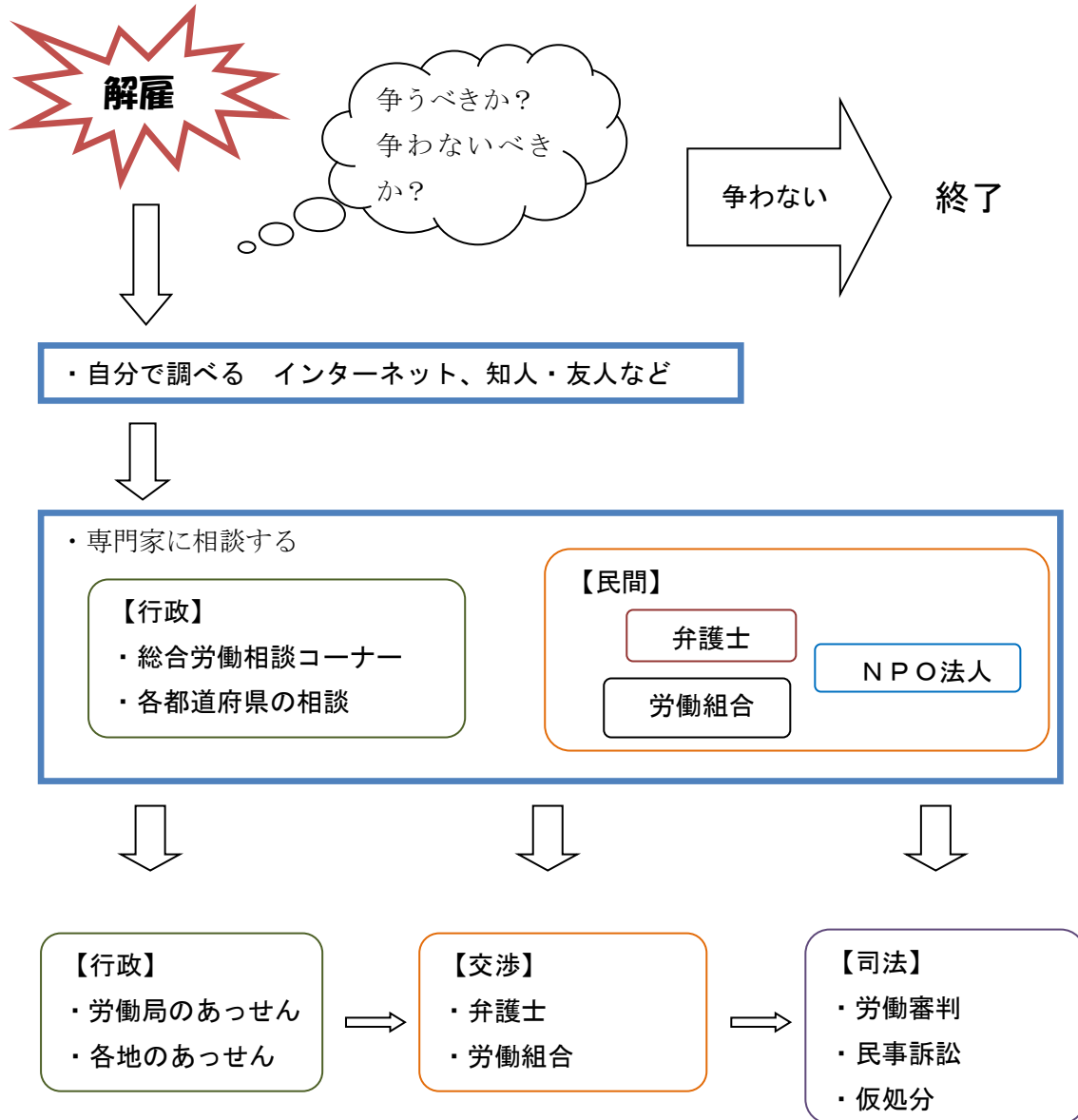


## 解雇をめぐる個別労使紛争の現状

2014/12/17 弁護士 佐々木 亮

(ささき・りょう) 

### 1 解雇をめぐる個別労使紛争が起きるまで



※解雇を争う意思を持つ労働者は解雇された後専門機関に相談するのが通常  
争わないで終わらせる労働者もかなりの数おり、把握不能

## 2 紛争の終わり方

大別して和解（調停含む広義の意味）か終局判決かの2通りある。

### ① 和解

- a 復職
- b 再採用
- c 解雇時に退職して金銭解決
- d 和解時に退職して金銭解決

件数の多さとしては、 $c > a \approx d > b$  というくらいか。

なお、a～dいずれもバックペイをどう扱うかという点は独自にある。

### ② 判決後の顛末

- a 復職
- b 退職して金銭解決

件数の多さとしては  $a > b$  その差は圧倒的と思われる。

なお、流れとして当初aであったが、bという例もある。

復職後の状況は様々。すぐに辞めてしまう人もいれば、出世した人、特段変わることなく定年まで勤めた人など……。うまくいかないというイメージもあるが、実際はそうでもない。

## 3 多様な労働者のニーズ

### 【労働者のニーズは一様ではない】

- ・ 事案により異なる
- ・ 事案が同じでも人によって異なる
- ・ 人が同じでも時の経過とともに変わる
- ・ 基本的には復職意欲は強い
- ・ 各方面からの「説得」により変わる

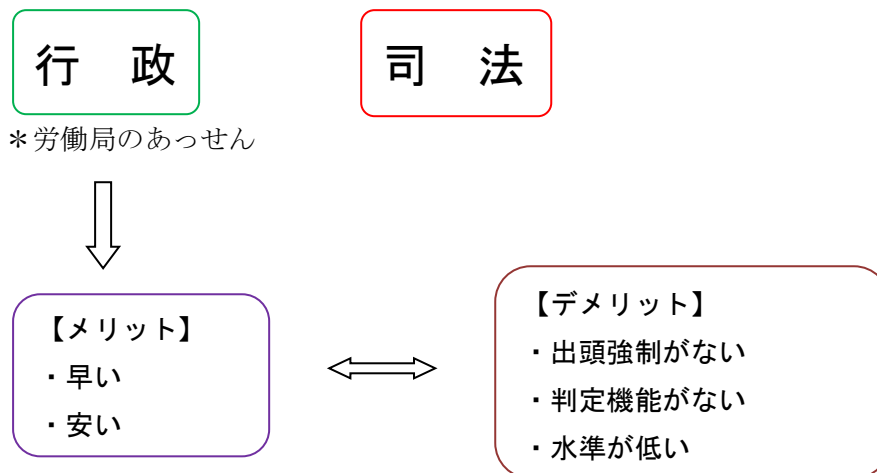
⇒結果として金銭解決による事件が多いとしても、当初からそれでよいと思っていた労働者ばかりではない。

当初から金銭解決を希望する労働者もいれば、本当は戻りたくても様々な事情によって金銭解決を選択する労働者も多くいる。

⇒また、金銭解決希望する労働者は金額がいくらでもいいというものではなく、当然、できるだけ高額での解決を望む。

## 4 手続選択について

### (1) 各手続と労働者のニーズ



・労働者としてはメリットが見えやすいため利用数は多い。

ただし、解決率は低い。

ここを改良したとして、労働審判と同等の制度を創設できるかという微妙。

やるのであれば、個別労使紛争の労働委員会というイメージか。

司法の中では？

手続	メリット	デメリット	ニーズとの関係
民事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細、厳格な事実認定</li> <li>・ 人証調べあり</li> <li>・ 終局解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間が長い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初より復職意思強い場合</li> <li>・ 事案が複雑もしくは多人数の場合</li> </ul>
仮処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮払い命令によって当面の救済に資する</li> <li>・ 期間が比較的短い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面主義</li> <li>・ 仮に過ぎない</li> <li>・ 保全の必要性が求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復職意思強く経済的に困窮している場合</li> </ul>
労働審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期間が短い</li> <li>・ 人証調べに準じた審尋がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複雑な事案には適さない</li> <li>・ 民事訴訟へ移行する場合あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復職意思強く、解雇理由があまりにもない場合</li> <li>・ 金銭解決を望むもしくは視野に入れている場合</li> </ul>

## (2) 労働審判の現場

もっともポピュラーな手続となった。

短期で一定の結論が出る  
権利関係を前提とした判定機能  
民間人の参加によるジャッジ  
短期間で先がある程度見通せる

解決の内容では金銭解決が多い。

審判においても金銭解決の審判が出る（労働者がそれでよしとしている場合）。

復職の事案も少なくない。短期に復帰できるメリットもある。

柔軟さもメリットの一つ。

各手続において選択権を有するのは労働者

## (3) 紛争解決を弁護士に委任する労働者像の誤解

大企業の労働者だけが救われるという論調があるが誤り。

むしろ、大企業の労働者は少なく、中小企業の労働者の方が圧倒的に多い。

## 5 金銭解決の場合の水準について

和解時の「解決金」の平均値を調べても、必然的に勝訴時の解決金の水準より低く出るので、その平均値が独り歩きすると現在の解決水準を押し下げる方向に働く。

### 【和解時の「解決金」額の決まり方】

